

報告第3号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、上越市国民健康保険税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めらる。

令和5年5月23日提出

上越市長 中 川 幹 太

専決第8号

上越市国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分書

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決

上越市長 中 川 幹 太

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上越市国民健康保険税条例（昭和46年上越市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第25条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第26条中「。次条」を「。次条第1項」に改める。

第27条第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第25条第1項」を「第25条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項まで中「第25条第1項の」を「第25条の」に改める。

附則第18項中「第25条第1項」を「第25条」に、「同条第1号ア」を「同条第1項第1号ア」に、「同条第2号ア」を「同条第1項第2号ア」に、「同条第3号ア」を「同条第1項第3号ア」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の上越市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。